#### スイスの税について

スイスの税金は、①連邦に納める税 ②カントン(州)に納める税 ③ゲマインデ(市 町村)に納める税 の3段階の構成をとっています。

ここでは、スイスの税の概要を紹介します。詳しくは、<u>スイス連邦税務局</u>/スイス税関 /各州の税務当局等にお問い合わせください。

#### 1 税の種類

- (1)連邦税の主なもの
- ●<u>所得税・法人税・源泉徴収税(利子及び配当に対する税)・連邦カジノ税</u>・<u>兵役及び代替</u> 役務免除税
- ●<u>付加価値税</u>(日本の消費税に相当)・<u>印紙税・たばこ税・酒税(ビール及びその他の酒類)</u>・ 鉱物油税・自動車税・関税(輸出入税)・交通税(高速道路のビニエットなど)
  - (2) カントン税の主なもの(カントンにより異なります)
- ●所得及び資産税・人頭税及び住居税・法人税及び法人資産税・相続税及び贈与税・宝く じ収入税・固定資産利益税・不動産税・不動産移譲税・カントンカジノ税
- ●自動二輪税・犬税・娯楽税 (映画館など)・カントン印紙税・宝くじ税・水力発電利用税・ 宿泊税・その他の税
  - (3) ゲマインデ税の主なもの (ゲマインデにより異なります)
- ●所得及び資産税・住居税・法人税及び法人資産税・相続税及び贈与税・宝くじ収入税・ 固定資産利益税・不動産税・不動産移譲税・取引税
- ●犬税・娯楽税 (映画館など)・その他の税

# 2 所得税などの納付方法

スイス国籍者及び定住外国人(C Permit 保有者)は、毎年、総収入の申告を行い、個人で納税する必要があります。定住外国人以外の外国人(C Permit 以外の許可証保有者)は、給与から源泉徴収されるのが一般的です。

また、カントンの税務当局に対して連邦税及びゲマインデ税もまとめて納付するシステムをとっています。

- 3 関税(輸出入税)について
- (1)個人の場合
- ●スイスへの持ち込み/輸入:一定の範囲で免税が認められています。
- ●スイスからの持ち出し/輸出:輸出入が禁止/制限されているものがあります。

### (2)企業活動の場合

- ●スイスへの輸入
- ●スイスからの輸出
- ●日本・スイス経済連携協定

日本とスイスの間には、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争 政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を 目的とする協定が結ばれています。詳しくは、<u>税関</u>/<u>経済産業省</u>/<u>スイス税関</u>/<u>スイス対</u> 外経済庁にお問い合わせください。

# 4 日スイス租税条約について

租税条約は、二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するもので、主な内容は以下のとおりです。詳しくは、下記(2)に記載の官公庁にお問い合わせください。

## (1)租税条約の内容

# ア 二重課税の回避

- ●源泉地国(所得が生ずる国)の課税できる所得の範囲を確定します。
- ●居住地国における二重課税の排除方法を定めます。
- ●税務当局間の相互協議により、条約に適合しない課税を解消します。
- イ 脱税及び租税回避等への対応
- ●税務当局間で納税者情報を交換します。
- ●租税に関する徴収共助を行います。

## (2) 問い合わせ先

●日本での手続き

国税庁 / 日スイス租税条約の条文(財務省)

●スイスでの手続き

スイス連邦税務局 / 各種申請書のダウンロード